

対象年度	H16	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
------	-----	-------	-----------	-------	--

政策番号	3-7-1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進
------	-------	-----	---------------------

施策番号	3	施策名	障害児教育の充実
------	---	-----	----------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【政策評価指標達成状況から】課題有
 ・指標名:知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合 達成度 B
 ・(達成状況の背景)通学距離20km以内の児童生徒の割合が90%を超えており、20kmを超える児童生徒が少数で今後の事業展開の余地が限られている。
 ・(達成度から見た有効性)達成度は増加傾向にあるが、仮目標値を達成しておらず、施策の効果を認めるまでには至っていない。
 【政策満足度から】有効
 ・政策満足度は過去4回ともに60点と有効である。
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効
 ・21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告(平成13年1月)が出された。
 ・今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「今後の特別支援教育について」の最終報告(平成15年3月)が出された。
 ・閣議決定による「障害者基本法」(平成14年12月)及び「障害者基本法」の改正(平成16年6月)があった。
 ・本施策は教育分野におけるノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環であり、社会経済情勢に合致している。また、本県が障害児教育の充実のために取り組んでいる「共に学ぶ教育」は「みやざらしい教育」の大きな柱の一つに据えており、本施策は極めて重要である。

【総括】
 ・政策評価指標達成度と政策満足度から有効性は確認できない。社会経済情勢からは教育におけるノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環であり概ね有効と判断する。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	障害児教育充実事業(3事業で構成)	6	重	共に学ぶ学習システム整備事業(H17~)
2	重	共に学ぶ教育推進事業	7	重	共に学ぶ教育研修充実事業(H17~)
3	重	養護学校医療的ケア支援事業	8		
4	重	障害児担当教員実践研修充実事業	9		
5	重	県立特殊教育諸学校教育活動支援事業	10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

【国、市町村、民間団体との役割分担】適切
 ・(国)文部科学省は、従来の障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることとし、国として、障害児教育充実のための制度化を検討している。このことは、教育、福祉、労働など各分野に渡る、ノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環として位置づけられるものである。
 ・(県)県では、国の動向を踏まえながら、「障害児教育の充実」を目指し事業群における各事業を中心に施策を展開しているが、さらにこれを進めるため、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を展開する。」とする「宮城県障害児教育将来構想(中間案)」を策定し、「特別支援教育」を推進することあわせて、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図ることとしている。
 ・(市町村)各事業実施にあたり、児童生徒との交流等で市町村立小・中学校が交流の場となることも多く、養護学校等(県)と互いに連携しながら実施している。
 ・(民間団体)各事業実施に当たっては当該校のPTAなどの理解を得ながら進めている。また、「宮城県障害児教育将来構想」に関連し、民間団体等と意見交換を行っており今後も障害児教育の充実に向けて意見交換を行いたい。
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。
 【施策目的を踏まえた事業か】適切
 ・事業内容は、盲・聾・養護学校において医療的ケアを要する児童・生徒への看護師の派遣、障害のある児童・生徒が小・中学校に就学した場合に適切な教育を受けることができる環境について調査研究する「障害児教育推進事業」、盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒や地域の人たちと共に学習活動を実施する「共に学ぶ教育推進事業」などであり、これらは、障害のある児童生徒の教育環境の整備充実や障害の有無に関わらず共に地域で学ぶことができる環境づくりを推進することを目的とするものであり、施策目的を十分に踏まえた事業である。
 【事業間で重複や矛盾がないか】適切
 ・目的、対象者に応じ事業が適正に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。
 【社会経済情勢に適応した事業か】適切
 ・「障害児教育の充実」は、教育分野におけるノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環であり、社会経済情勢に合致している。
 【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 概ね適切
 ・前年よりもかい離は縮小(25 19.5)している。概ね20前後で推移していることから、概ね適切と判断される。

【総括】
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査の推移から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。

施策番号	3	施策名	障害児教育の充実
------	---	-----	----------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【施策満足度から】概ね有効
 ・施策満足度は、過去3回とも55～60点であり概ね有効と判断される。

【政策評価指標達成状況から】課題有 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋
 ・分校・分教室の展開の第1校目となる角田養護学校の分校である白石校について、小学部が平成15年度に整備され、中学部が平成16年度に整備されたが、今後、分校・分教室の開設・整備を進めていくには設置する市町村教育委員会等との調整が必要であることから、目標の達成には時間を要するものと考えられる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効
 ・21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告(平成13年1月)が出された。
 ・今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「今後の特別支援教育について」の最終報告(平成15年3月)が出された。
 ・閣議決定による「障害者基本法」(平成14年12月)及び「障害者基本法」の改正(平成16年6月)があった。

【業績指標推移から】概ね有効
 ・事業費については事業毎の増減はあるが、対象者数等は概ね増加している。

【成果指標推移から】概ね有効
 ・成果指標については横ばいもしくは増加しており、概ね有効である。

【総括】
 ・事業群全体としては、施策目的に対し概ね有効と考えられるが、障害児教育充実事業のうち、盲・聾・養護学校の分校・分教室設置については、通学距離20km以内の児童生徒の割合が90%を超えており、20kmを超える児童生徒が少数で今後の事業展開の余地が限られていることから、施策目的に対する有効性については課題があると考えられる。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

【施策満足度 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・施策満足度は過去3年間概ね横ばいであるが、業績指標・成果指標と正の相関が認められることから概ね効率的と判定する。

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・指標値は施策の目指す方向に微増ながら推移しており、業績指標・成果指標の推移と正の相関があることから概ね効率的と判定する。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・客観的に分析できる社会経済情勢データがないことから判定は難しいが、ノーマライゼーション社会の実現という社会情勢の流れの方向と業績指標の推移と相関が認められることから概ね効率的と判定する。

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的
 ・各事業による差異はあるが、概ね指標値が向上しており、概ね効率的と判定する。なお、7事業中3事業が16年度新規又は16年度事業なしの状況となっており、比較が出来ない状況となっている。

【総括】
 ・施策満足度の推移は横ばいであるが、業績指標、成果指標の推移は増加傾向にあることから、概ね効率的と判断する。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

・事業群の設定は適切に、また、事業群の有効性及び事業群の効率性ともに概ね有効と判定しており、総括としては概ね適切と判断する。
 ・しかしながら、政策評価指標そのものが各事業群との関連性が弱く、課題があると考え。また、今後、各事業群を「宮城県障害児教育将来構想」を踏まえたものに置き換える必要がある。

政策評価指標分析カード(整理番号1)

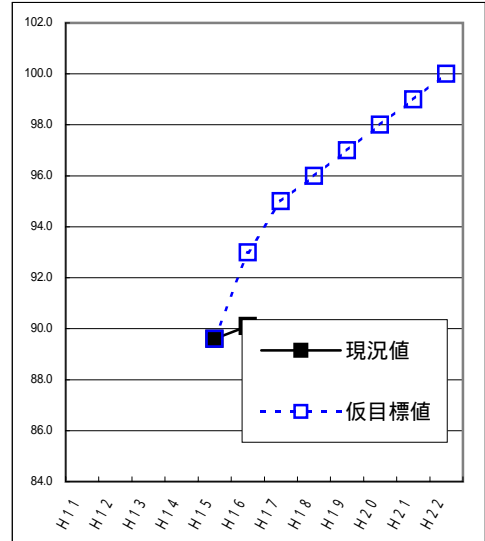
政策整理番号 22

対象年度	H16	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
政策番号	3-7-1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	3	施策名	障害児教育の充実		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
知的障害養護学校における通学距離が20km以内の児童生徒の割合		%						
目標値	難易度	H17	95.0		H22	100.0		
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H15					H15	H16	H17
現況値 (達成度判定値)	89.6					89.6	90.1	
仮目標値						89.6	93.0	95.0
達成度						...	B	

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・障害のある児童生徒の就学に係る心身の負担軽減, 地域との交流教育等の促進度合いを押し量る指標として選定した。

(3) 施策満足度の推移

施策満足度 (単位:点)	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	施策重視度 A		-		80	80	79.5					
施策満足度 B		-		60	55	60						
かい離 A-B		-		20	25	19.5						

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し	イ 達成度と施策満足度の推移の相関
達成度: B ・分校・分教室の展開の第1校目となる角田養護学校の分校である白石校について, 小学部が平成15年度に整備され, 中学部が平成16年度に整備されたが, 今後, 分校・分教室の開設・整備を進めていくには, 設置する市町村教育委員会等との調整が必要であることから, 目標の達成には時間を要するものと考えられる。 ・達成度が90%を超え, 20kmを超える児童生徒が少数であり, また居住地が広範囲に渡っていることから, 分校・分教室を設置する市町村(場所)の設定が困難な状況である。	判定: ・政策評価指標「知的障害養護学校における20km以内の児童生徒の割合」は, 平成16年時点で目標値は達成していないものの, 微増傾向にある。 ・施策満足度は, 測定を開始した平成15年度から55 60点と上昇しており施策の目指す方向に向いていると判断される。 相関の判定: (正の相関)、×(負の相関)、...(判定不能 満足度あるいは達成度の変動がない, または達成度が判定不能のため相関の検証ができない場合等)

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・現在の政策評価指標である「知的障害養護学校における20km以内の児童生徒の割合」は, 知的障害養護学校における通学に係る負担軽減及び地域における教育の展開を表すもので, 障害児教育全体から考えると一部分を表す指標であることから, 課題があると考えられる。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 22

対象年度	H16	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
政策番号	3-7-1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	3	施策名	障害児教育の充実		

C-1 評価結果から抽出される課題と対応策

【政策評価】施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・施策目的, 県の役割分担, 事業体系, 社会経済情勢, 県民満足度調査の推移から判断して, 施策群の設定は適切と判断する。

【施策評価】事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・事業群の設定は適切に, また, 事業群の有効性及び事業群の効率性ともに概ね有効と判定しており, 総括としては概ね適切と判断する。
 ・県では, 国の動向を踏まえながら, 「障害児教育の充実」を目指し事業群における各事業を中心に施策を展開しているが, さらにこれを進めるため, 基本理念を「障害の有無によらず, 全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を展開する。」とする「宮城県障害児教育将来構想(中間案)」を策定し, 「特別支援教育」を推進することとあわせて, ノーマライゼーション社会の一層の推進を図ることとしており, これに伴う事業の置き換えが必要となる。

【上記対応により, 当該事業を縮小・中止した場合の影響】
 ・該当なし

C-2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H18年度)の方向性とその説明

方向性	拡大	維持	縮小	その他
-----	----	----	----	-----

【見直しの視点とその理由】
 ・各施策のうち, 終期設定事業は基本的に廃止とするが, 「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念である「障害の有無によらず, 全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を展開する」を実現するため, 平成17年度より「共に学ぶ学習システム整備事業」及び「共に学ぶ教育研修充実事業」を既存事業を一部統合した上で, 新たに実施しており, 各事業の内容については今後とも検討していく必要がある。

【次年度の方向性】
 ・少子化の進展で児童生徒数が減少する中で, 盲・聾・養護学校の児童生徒数は増加しており, 本施策の拡大が必要となっている。
 ・また, 国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る方向性が示されるなど, 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた質的な充実も必要となっており, 次年度以降は「宮城県障害児教育将来構想」実現のための施策の更なる拡大が必要である。

主要事業・重点事業の次年度(H18年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名 [H16決算見込額]	方向性	方向性に関する説明
1	主	障害児教育充実事業(要医療行為通学児童生徒学習支援事業) [75,179千円]	拡大	対象児童生徒数の増による拡大
2	主	障害児教育充実事業(障害児就学支援調査研究事業) [7,364千円]	縮小	17年度終期による廃止(15~17年度事業) なお, 事業の目的は共に学ぶ学習システム整備事業の中で実施していくこととする。
3	主	障害児教育充実事業(障害児地域教育充実事業) [0千円]	その他	16・17年度該当はなかったが, 18年度以降も継続検討する
4	重	障害児担当教員実践研修充実事業 [401千円]	その他	17年度より「共に学ぶ教育研修充実事業」に統合
5	重	県立特殊教育諸学校教育活動支援事業 [10,613千円]	縮小	緊急地域雇用創出特別基金事業により16年度で終了
6	重	共に学ぶ教育推進事業 [774千円]	その他	17年度より「共に学ぶ学習システム整備事業」に統合
7	重	養護学校医療的ケア支援事業 [11,738千円]	維持	対象児童生徒数の増による拡大は, 事業番号1の「要医療行為通学児童生徒学習支援事業」で対応する。
8	重	共に学ぶ学習システム整備事業(H17新規)	拡大	「宮城県障害児教育将来構想」の関連事業であり, 障害児教育充実のための重要事業である。17年度新規。
9	重	共に学ぶ教育研修充実事業(H17新規)	拡大	「宮城県障害児教育将来構想」の関連事業であり, 障害児教育充実のための重要事業である。17年度新規。